

# 国民健康保険税のお知らせ

医療費の抑制にご協力をお願いします

問い合わせ  
国民健康保険グループ  
(☎051771)

## ◎平成29年度国民健康保険の税率など

区分	医療給付費分		介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方)		後期高齢者医療支援金等分	
	税率など	計算方法	税率など	計算方法	税率など	計算方法
(A) 所得割	9.1% (前年度 8.9%)	各加入者の【平成28年中の所得-33万円】の合算×9.1%	2.5% (前年度と同じ)	40歳以上65歳未満の加入者の【平成28年中の所得-33万円】の合算×2.5%	2.9% (前年度 2.8%)	各加入者の【平成28年中の所得-33万円】の合算×2.9%
(B) 均等割	3万円 (前年度 2万6,000円)	世帯の加入者数×3万円	8,700円 (前年度と同じ)	40歳以上65歳未満の加入者数×8,700円	8,400円 (前年度 7,100円)	世帯の加入者数×8,400円
(C) 平等割	2万9,000円 (前年度 2万5,000円)	1世帯当たりの定額	5,900円 (前年度と同じ)	1世帯当たりの定額(40歳以上65歳未満の加入者がいる場合に限る)	8,300円 (前年度 7,000円)	1世帯当たりの定額
課税限度額	54万円(前年度52万円)		16万円(前年度と同じ)		19万円(前年度17万円)	
合計	(A)+(B)+(C) =納付額①		(A)+(B)+(C) =納付額②		(A)+(B)+(C) =納付額③	
①+②+③=1年間の国民健康保険税額						

平成29年度の国民健康保険税の納税通知書は、6月中旬に送付します。納付書や口座振替による納付(普通徴収)、年金からの天引き(特別徴収)で納めてください。

## ◎医療費の抑制にご協力ください

国民健康保険に加入している皆さんが医療機関で支払う自己負担分以外の医療費は、皆さんが納めている国民健康保険税や国などからの一定の交付金などで賄われています。医療費の増加は、国民健康保険税の値上げにつながっていきますので、医療費抑制に向けた取り組みにご協力ください。

### ◎なるべく、同じ病院へ行きましょう

同じ病気で行くつもの病院に通うと、その都度、初診料が掛かります。



### ◎まずは『かかりつけ医』へ行きましょう

『かかりつけ医』とは、自分や家族の病歴などを把握している医師のことです。軽い症状の病気の場合は近所の『かかりつけ医』へ行きましょう。

### ◎『かかりつけ薬局』を決めましょう

複数の医療機関から処方された薬剤を一カ所の薬局で管理することで、同じ薬の処方や誤った飲み合わせを防ぐなどの効果が期待できます。



### ◎ジェネリック医薬品に切り替えましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち先発医薬品より低価格です。利用については医師や薬剤師にご相談ください。

### ◎診療時間内に受診しましょう

休日や夜間診療は、医療費が高く設定されています。

### ◎定期的に健診を受けましょう

病気の早期発見・治療は、病気の早期回復につながり、皆さんの経済的負担も少なくなることがあります。市の国民健康保険に加入している40歳以上の方は、毎年度1回、特定健診や各種がん検診が無料で受けられます。詳しくは問い合わせください。



### ◎毎日の生活に運動を取り入れましょう

自覚症状がないうちから生活習慣病を予防することが大切です。



### ◎スイッチOTC薬への切り替えを検討しましょう

使用には医師の判断が必要だった医薬品を薬局で買えるようにしたものが『スイッチOTC薬』です。医療機関に掛からずに医薬品を購入できるので、経済的負担を減らすことができる可能性があります。

また、特定健診の受診など自身で健康の維持増進や疾病予防の取り組みを行い、かつ、スイッチOTC薬の年間購入額が1万2千円を超えた場合は、確定申告により税の軽減を受けられることがあります。